

家畜衛生だより

From 中央家保 牛・豚・家きん用

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax:043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

埋却地を確保するために農地を用いることは可能です

飼養衛生管理基準に基づいて
埋却地を確保しなきゃ・・・
でも自己所有の土地がない
隣の農地が使えたらなあ・・・

うちの畑を
ゆずってもいいけど
農地を埋却地にして
いいのかな？



埋却予定地は
「農業用施設」にあたるので、
必要な手続きを実施した上で農地
を埋却予定地として取得できます



農地転用等
必要な手続き
(※)

埋却予定地

農地転用の許可がされて埋却地を
確保できた！



埋却地として使うときに
手続きは必要？



埋却予定地を確保したあと、
万が一、埋却地として
使用する際に新たな手続き
は必要ありません



※農地の区分によって必要な手続きは異なります
詳しくは以下までお問い合わせください
問い合わせ先：
農地の手続きに関すること
各市町の農業委員会
埋却に必要な標準面積等に関すること
中央家畜保健衛生所 043-250-4141